

## 〈大阪の漆工藝資料編〉

資料①（府県漆器沿革漆工伝統誌 農商務省編 有隣堂 明治19年）

### 第三 大阪府

東区安土町四丁目商東門五兵衛ハ寛永年間ニ漆器商店ヲ開キ維新前ニ在テハ専ラ諸藩ノ用器ヲ調達ス本会出品ノ粹入及ヒ割子行厨等ハ其先代ノ創製ニ係ルト云フ 販額 明治十五年六千七百八十円 同六年五千二百二十八円 同十七年三千八百四十五円

東区博労町三丁目春井清三郎ノ亡父ハ少壮ノ時其師小谷弥兵衛ニ從テ長崎ニ至リ止マル事三年漆器ノ貿易品ヲ製造ス後又京師ニ出テ内地用ノ器品ヲ製スル事三年慶応元年ヲ以テ大阪ニ開業セリ爾後神戸丸越組ニ締約シ輸出品ヲ製造セリ昨十七年其父物故スルヲ以テ清三郎之ヲ嗣クト云フ 販額 明治十五年五千二百三十余円 同十六年七千九百八十六円 同十七年五千〇（ママ）二十八円

南区八幡町土井清兵衛ハ明治十六年ヲ以テ業ヲ起シ大ニ輕便法ヲ取テ堅牢ナル器物ヲ製セン事ヲ勉ムト云 販額 明治十六年即チ開業ノ初年八百五十三円 同十七年四百三十円

（後略）

資料②全国漆器漆生産府県連合共進会事務報告書 明治三十二年刊

○漆器審査報告 審査官 農商務省技手 金子篤寿 柴田令哉

（前略）

大阪府

本府ニハ特産トモ見ルヘキ一種の金貝入蒔絵ヲ製作セシモ近来殆ント僅少ニシテ世間に忘失セラル、ニ至レリ芝川又右衛門及安原清等

ノ東京或ハ金沢ノ描法ヲ擴張スルニ及ンテ全ク蒔絵ハ改良セラレタルカ如シ今回ノ出品図案ニ付非難多カリシハ誠ニ遺憾トスル所ナリ將來此点ニ於テ充分意ヲ注キ高尚ナル下絵ヲ選択セハ決シテ他ニ譲ル所ナカルヘシ

塗地ハ可ナリ精巧ナル出品モ見ヘタレトモ形状ニツキ品格ヲ欠ク処アリ是亦宜ク注意改良スヘキモノナリ

春慶塗膳ニハ大阪製トシテ殆ント信シ難キマテニ精巧ナル品物アリ若シ此製作ヲ盛大ナラシメ多額ヲ産セハ能代、高山等ヲ凌駕スルニ至ルヘシ

芝川又右衛門出品紙製素地ハ稍々完全ナルモノト認ム若シ代価ニシテ猶ホ大ニ減スルコトヲ得ハ貿易品トシテ最モ有益ナルモノナルヘシ

（後略）

資料③漆器漆生産府県連合共進会審査復命書（京都市 明治三十一年二月三日）

○審査報告 審査官 農商務省技手 柴田令哉 金子篤寿

（前略）

大阪府

本府ハ明治三十年ノ調査ニヨレハ漆器業者二百十一名職工五百九十九名アリ産額ハ十七万一千余円ナリト云フ今回ノ出品人員ハ十一名出品数ハ六百八十九点ニシテ其主ナル種類ハ文台硯匣、高卓、平卓、文箱、書棚、手箆筒、冠台、飾棚、額、広蓋、重箱、吸物椀、盃台、盃洗、菓子器、卷蓑入、花瓶、火鉢、碁盤、化粧道具、襖縁、衝立、釣衣桁、枕、床縁、手提箱、弁当箱、江戸膳、燭台、三腰刀掛、人

力車、下駄、蝙蝠傘、仏壇、仏具、紡績用木管等ニシテ素地等ノ半製品八十点ニ過ギズ何レモ大坂市ノ出品ニ係レリ

本府ニ於テハ其特産トモ見ルベキ一種の金具入蒔絵ヲ製作セシモ近來ハ甚僅少ニシテ世間ニ忘失セラル、ニ至レリ芝川又右衛門、安原清等ノ東京或ハ金沢ノ描法ヲ拡張スルニ及デ全ク蒔絵ハ改良セラレタルカ如シ然レトモ今回ノ出品凶案ニ就テ非難ノ多カリシハ誠ニ遺憾トスル処ナリ將來此点ニ於テ充分注意シ高尚ナル下絵ヲ選択セバ決シテ他ニ譲ル所ナカルベシ

塗地ハ可ナリ精巧ナル出品モ見ヘタレトモ形状ニ付品格ヲ欠ク処アリ是又改良ヲ要スルノ点ナリ春慶塗ニハ大阪製トシテハ殆ント信シ難キマデ精巧ナル品物アリ若シ此製作ヲ盛大ナラシメ多額ヲ産出セハ能代高山等ヲ凌駕スルニ至ラン

芝川又右衛門出品紙製素地ハ原料ノ選択ト製作ノ方法トニ於テ本業ニ一歩ヲ進メタリ木製素地ハ多数ノ製作ヲ為スニ於テ大サ形状等ヲ同一ナラシムルコト困難ナレトモ圧力ヲ以テ紙素地ヲ製作スルニ於テハ若シ器械ノ構造及使用ノ方法宜キヲ得バ手数少クシテ同一形状ノモノ数多ヲ製出シ且價格廉ナルニ至ルベキヲ以テ海外貿易品トシテハ特ニ有益ノモノタリ。況ヤ其堅牢ナルニ於テオヤ然レトモ今回ノ出品ハ價格ニ於テ不廉ナルモノナキニシモ非ズ製造家ハ宜ク之ニ注意スベキナリ

紡績用木管ハ漆汁ヲ能ク応用シタルモノニシテ其需要少カラズ然レトモ大木管ハ余リ漆汁ヲ塗抹セザルヲ可トスベシト云フ

資料④「大阪中興漆器の思ひ出と当時の儀」〔『日本漆器新聞』大

正十三年第二卷第二号〕

大阪中興漆器の思ひ出と当時の儀

◆蒔絵師 安原清氏

◆同 中川芝泉氏

◆漆工 川端佐七氏

◆漆師匠 今村洋渡氏

□安原 清氏

蒔絵師として大阪漆器中興の働きを残して逝世した機芳安原清氏は、明治十五年夏もゆきて山野木の葉の紅葉する頃神戸の貿易商池田清助氏に呼ばれ、同地神戸に腰を下して働く事となった、同氏は金沢市、五十嵐與右衛門氏に学び蒔絵の技を練り其の声益々盛んとなつた当時の池田氏は態々招聘したものである。爾來三ヶ年の後即ち同十八年陽春四月大阪に移り、鰻谷東ノ町に居を寓し、池田氏及び小國長兵衛氏などの仕事を頼まれ熱心に本技を尽したものである。傍ら大阪漆工界のため努めた事は殆ど際限がない。同三十一年全国漆器漆生産府県連合共進会の審査員を勤め其他、関西府県連合共進会第三第四第五第六と回を重ねて審査員を命ぜられ、同二十四年日本美術協会大阪支会の設立などに非常に努力したものである。同二十七年には大阪五二会の漆器評議員などもなし、前田正名氏が会頭たる同五二会のために尽した事は之れも当時の思出の一つであらう。同三十一年の前記審査員を勤めたのが最後で其の翌年三十二年三月十四日五十七歳を以て逝去した。惟ふに同氏は多くの各博覧会共進会等で賞状を得た外に大阪漆器界のために不尠勞されたものである。現在の祥窓氏は同氏の二男であつて今日の位置を占め大阪漆器界に其の名を冠としてゐるが、まだ令兄に重次氏があつた。同

氏も非常に技術信望伴ふて居たが惜しむべく僅か二十四才の若齡を以て此の世を辞した。

□中川芝泉氏

中川芝泉氏 明治二十一年に大阪住友吉左衛門、芝川又右衛門の両氏が案を俱にして資本金十万円の日本蒔絵合資会社を設立し、當時蒔絵界のスターとして遜色なかりし芝泉中川忠兵衛氏を聘し同氏を中心となし工場長兼先生として約廿名の職員を置き、其頃大阪の漆器が粗悪を以て知られ為に発展の途を遮られ、之では大阪漆器の名に係るとの意の下に約廿余名の生徒を養成した物であった。之を自費生と貸費生との二部に領ち汝々汲々として当時の漆器界に尽した事は今尚現存者の記憶に残つてゐる事であらう。芝泉氏は金錢に非常な淡泊な性を持つと共に極めて気品高く自己の信ずるまゝに進んだ人である。同氏の直門としては現存せる人に高橋芝豊氏あり、大津定次郎氏などがある。高橋氏は現在大阪漆器界にも其の聞へあり一流の声を以て任じられてゐる。教訓を受けた生徒の現存者には橘芝青氏、山内芝仙氏などが今尚ほ大阪漆器界の為に常に尽してゐる斯して芝川、住友の大阪漆器に尽くしたと云ふ事は一面に於て中川氏の在った事を忘れてはならぬ。同氏が明治三十年九月に偶々病魔に誘はれ五十二歳を以て此の世を去つた。後ち程なくして同会社も色々の事情の下に亡んだが要するに同氏の人格技倆共に大阪中興漆器の物語りには忘れてはならぬ。

□川端佐七氏

明治の以前に京都から今の骨董店として有名な春海商店と供に大

阪に移り来て大阪漆器のために尽くされた人である。現在今橋五丁目佐七氏は三代目であつて初代佐七氏の独特の技を受け一般的信用を得てゐるが初代初め二代共に、わが大阪漆器のために尽された事は数ふる事さへ出来ない。二代佐七氏は東京の画家で有名なる川端玉章氏の甥であつて又その玉章氏は先代佐七氏の実の甥に当る人で代々關係の浅からぬ間柄である。初代以来茶器が専門程技に入つたもので又定評あつた。光琳光悦風の蒔絵を好み一般に信賴されてゐた人である同氏も安原清氏と同じ様に多くの各博覧共進会等に数度審査員を勉め、又大阪漆器青年会のために尽されたことは、一般知悉の通りである。初代佐七氏の教へを受けた弟子としては現存せる川合信太郎氏などがある、同氏の今日あるも全く此の勞あり働きあつた佐七氏の賜ものにあらずして何であらう初代以来近左と号し川端近左を以て識られてゐるが現三代近左氏も技術信望共に同業間に於ても厚く却々の努力家である。

□今村洋渡氏

大阪中興漆器界に於ては塗師今村洋渡氏を忘るゝ事は出来ない。名を清吉と呼び大正元年明治天皇の御轎車の漆塗を奉命された最も名誉ある人である。此の事は当時全国の新聞紙が太文字に報道した如く我大阪としても名誉浅からざる欣快事であり且つ忘るべからざる榮譽である。同氏は大阪漆器と云ふより寧ろ日本漆器のために志を持ち明治二十二年自費を投じて遠く海外印度、瓜哇等に赴き漆器の研究に努めた人である。後ち帰朝して各博覧会共進会等の審査員になつたことも殆ど数へ切れない。又日英大博覧会に大阪市としての出品物に同氏の手によつて塗り上げた物あり、其他名誉ある仕事は

際限がない。同氏の歴史を列記すれば幾百筆にも及ぶであろうから之れには省く事とするが、要するに我が大阪漆器中興の物語りをせんとすれば第一者にも揚ぐる人である事を思ふのである。現在の洋渡氏はその本技を受けた直門であつて非常な氣に入りの温厚なる紳士の性格を以つた人である。先代洋渡氏の後を重ぐべく襲名して今村家を相続してゐるもの、戸籍上今村家に入籍出来ず、大橋と名をなしてゐるが事實は今村洋渡として今尚ほ其の後とを盛んになしてゐる。

資料⑤「郷土名工並助長奨励功勞者小伝」(『漆と工藝』 第三百九十八号 昭和九年五月)

郷土名工並助長奨励功勞者小伝

大阪府立工業奨励館工藝部 福岡洋哉

社団法人大阪府工藝協会は創立十周年を迎え、府工業奨励館に全国的工藝展及関西、九州工藝家官民懇談会を開催する一方、其の協賛会に於ては郷土「浪花」に咲きほこり、実を結んだ故工藝技術者及工藝助長功勞者を追彰すべく、去る五月二十六日府工業奨励館に於て、知事、内務部長以下関係者一同参列の上盛大な追彰式を挙行したのであります。

以下は当日追彰された故人の方々の小伝です。

(今回は漆に関係された方々のみ記します。勿論此の外、刀工、彫刻師、人

形師、彫塑家、鍍金家、釜師、槌金家、指物師、竹籠師、窯元、図案家等々

又、工藝振興、指導、奨励等の方面に功勞あつた諸名家数十名あられますが、

此の誌の専門を憶ひ漆工方面をひろひました)

此の小伝に多少共御氣附の事あれば御教示を得たい次第です。

尚大阪市も此の挙を賛せられ大阪城天守閣郷土名工遺作展を開かれました。

追つて大阪に於ける工藝沿革資料を蒐集し得るに従ひまして、編輯録します。此方も大方博識の士の御教示を惜まれざらんことを願ひ伝記に移ります。

追彰者指名

名工

- |                |           |
|----------------|-----------|
| 蒔繪家            | 春井清三郎     |
| 同              | 機芳 安原 清   |
| 同              | 芝仙 中川忠兵衛  |
| 同              | 二代 川端 佐七  |
| 同              | 可秀 浅野惣三郎  |
| 漆匠             | 先代 吉田 一閑  |
| 同              | 初代 今村 洋渡  |
| 同              | 先代 川合 漆仙  |
| 工藝助長奨励功勞者(没年順) |           |
| 紙製漆器創始         | 百々 芝川 又平  |
| 漆工藝振興          | 先代 田中平三郎  |
| 漆器蒔繪其他         | 春翠 住友吉左衛門 |
| 美術工藝奨励         |           |

名工伝記



蒔絵家 春井清三郎

天保十四年薬種商四代目清三郎の長男として大阪に生る。幼名を辨造と謂ふ。蒔絵師小谷孫兵衛の門に入り、修業後師と共に長崎に遊び、蒔絵の技を外人に知らしめ、滞留四年にして大阪に帰り五代目清三郎を襲名す。象牙彫刻家、唐木細工師、塗師、木地師等を招聘して内外人の嗜好に適する品を考案製作し販路を内外に広め、工場を新設し発展を期せしが、明治十七年四月病歿、享年四十二歳なり。

蒔絵家 機芳 安原 清

天保十五年金沢市に生れ機芳と号す。画を森春岳に学び、蒔絵を五十嵐與右衛門に習ふ。明治十六年神戸市貿易商池田清助氏に聘せられて輸出工藝美術品の製作に従事し、同十八年に大阪に移住し賤専ら漆器蒔絵の製作に従ふ。同二十六年同志と共に日本美術協会大阪支会及描抜会の設立に盡瘁する等蒔絵界の進歩向上に寄与せり。内外各地博覧会に出品して賞を得、審査員たりし事あり。明治三十二年三月病歿す。享年五十七歳なり。嗣祥窓氏現に家業を襲ぐ。

蒔絵家 芝泉 中川忠兵衛

弘化三年五月京都に生る。幼児より画を好み十七八歳より鈴木玉船に就き蒔絵を修め、二十歳の時大阪に移りて蒔絵に専念す。性寡言にして精勵、技術練磨の傍ら盆鉢を愛好す。明治二十一年、芝川、住友共同の日本蒔絵合資会社設立に際し招聘され教授長となり、爾来優秀蒔絵の製作に徒弟の指導に没頭す。内外各博覧会に出品して受賞す。阪神蒔絵界の妙手と呼ばれたり、明治三十年歿す。享年五十二歳なり。

蒔絵家 近左 川端佐七

安政元年京都市に生る。川端佐兵衛の三男にして幼名廉吉と云ひ、

蟻洞と称し、後に近左と号す家業たる髹漆蒔絵及古器物修繕を業とせしが、多藝にして彫刻絵画を好くし、天稟漆工を好み、時代漆器の模索に妙腕を有せり。内外博覧会共進会に出品し賞を受ける事数回、又審査員の囑を受く。明治四十五年五月歿す。享年五十九歳なり。

蒔絵家 可秀 浅野惣三郎

安政三年八月加賀国に生る。可秀と号す。金沢に於て鶴来又右衛門、高田茂三郎に師事し蒔絵を習得し、明治二十三年石川県立工業学校設立に際し、美術工藝部描金科に助教諭となり、数年にして退職自営し、明治三十五年田中合名会社の委嘱に依り大阪に移る。内外各地博覧会に出品し賞を得、審査員たりし事あり。昭和七年四月歿す。享年七十七歳なり。

漆匠 吉田一閑

京都の人にして嘉永四年に生る。久兵衛と名づけ、通称は京久といふ。大阪に來り道修町五丁目淀屋橋筋南入西側に住み、利休一閑師の看板を掲げ一閑張の調製に従事せり。大正三年八月、六十四歳にて歿す。

漆匠 今村洋渡

嘉永元年兵庫県神崎郡川辺村の医師の家に生まれ名を清吉と謂ふ。幼にして漆工を志し京都漆匠長貫師の門に入り、明治八年先代今村平助の養嗣子となる。同二十二年九月より上海、香港、新嘉坡、ペルシヤ、スラバヤ、シドニー、メルボン等に歴遊し同二十四年帰朝して修むる所の技を練磨す。明治天皇御大葬御輜車塗御用命を拝するの光榮に浴せり。大正七年十一月生家に於て歿す。

## 漆匠 川合漆仙

明治元年大阪市北区に生る。名は信太郎、幼にして初代川端近左に就き十余年間髹漆蒔絵を修業し、男爵藤田伝三郎翁の知遇を得たり。曾つて英国大使殿下御来阪の砌大阪府より棒呈の奉迎文の装禎並容匠の意匠製作を命ぜられ、大正天皇銀婚式御祝典に際し大阪府よりの献上品の髹漆を命ぜられし等の光栄を有す。又大阪市美術協会、大阪府工藝協会の設立に預つて力あり、晩年茶道の趣味深く、俳句を桃空三世に学び昭和三年二月歿す。享年六十一歳。

蔵助長奨励功勞者（没年順）

紙製漆器創始 百々 芝川又平

文政六年に生れ、幼少より蒔絵の技を学び、十八歳にして京都に独立営業す。後山城鹿脊山に窯業を経営するに及び蒔絵業を廃し、大阪に來り雜貨輸入業を始む。家事を嗣子に譲りてより、蒔絵の研究と技術者の養成に努め、明治二十三年住友吉左衛門と共同にて有限責任浪華蒔絵所を創立し後日本蒔絵合資会社と改称し、同三十一年に至り個人経営とす。又芝川漆器合名会社を創立する等蒔絵並漆器工業の爲め貢献する処大なるものあり。大正元年十二月歿す。

漆工藝振興 田中平三郎

慶応元年大阪に生る。輸出漆器の粗悪なるを慨し、良工を聘して三上博士の來阪を請ひ、紫漆の發明者今村洋渡を援護する等専ら漆器の改良に努め、明治三十年同業者間の競争粗製品の濫売を防ぐ目的を以て大阪漆器商組合を組織せり。翌三十一年島佐兵衛等と共に大阪市を動かして市立凶案調製所を設立せしめ、以て漆器銅器等に關する凶案の調製指導誘掖に資する処甚だ多し。不幸にして経費の都合上二年にして閉所したるも、爾後凶案を以て業とする者続出す

るの動機となれり。各種博覧会等の審査員となり、漆器並に凶案の改良助長に盡瘁せしめ功績顯著なり。昭和七年六月六十七歳を以て歿す。

漆器蒔絵其他美術工芸奨励

春翠 住友 吉左衛門

元治元年に生る。家業を継ぎて各種事業に従事す。明治二十三年芝川又平と共同して有限責任浪華蒔絵所を創立し漆器並蒔絵工業の爲め貢献し、大阪市立美術館創設の爲めに進んで其の敷地を寄附する等美術工藝界のため尽せる功績顯著なり。大正十五年三月病歿す。同年勲一等に叙せられ、瑞宝章を授けらる。以上

資料⑥ 東区史第三卷 經濟篇 第一章工業 第二節各種工業 第三款化学工業

## 四 漆精製業

「大坂商業習慣録」に「仲買（漆仲買）は問屋より買受たる生漆を各種の製漆となし、之を諸國へ輸送し、又市中小売及一般の需要人等へ売渡もの<sup>(1)</sup>とあり、また別の文献に『寛政七年十一月、漆仲買より町奉行に上りたる漆売渡値段書によると、丹波・丹後・越前・伊勢・吉野産の石漆<sup>せしめつせ</sup>一貫目につき代銀七十五匁乃至百目、同所産のはや漆一貫目につき代銀五十匁乃至六十八匁にして、別に仲買人の手許にて製法せる諸漆は、一貫目につき蠟色漆百二十目乃至百四十目、春慶漆百目乃至百二十目、花塗漆八十目乃至百目、本朱漆六十目位とあり<sup>(2)</sup>』とある如く、漆仲間は其の仕入れたる生漆をそのまゝ、販売すると同時にその精製業をも兼ねてゐた。

大阪の漆商人は天正年間両三名あり、其の後次第に員数を増して十数名となり、延宝七年には戎講なる組合を組織したが、降つて元禄頃になると、員数は更に増加して三十余名となつた。元来漆屋仲間は各自諸国の山方漆掻の者に資金を貸与し、収納期に至れば人を山方に派して荷物を取寄せ、之を売買し来つたが、漆掻に不正の所業をなす者が多かつたから仲間協議の上、彼らと直接に取引することを止め、山方案内者を通じて資金の貸与並びに漆の収納をなし、収納せる漆を出資者即ち漆屋仲間に分配すること、した。之元禄頃の事であつて、爾後山方案内者を漆問屋、出資者を漆仲買と呼ぶことになつた<sup>3)</sup>。従つて問屋は専ら仲買の指揮によつて、進退せるものであつて、寛政頃この漆問屋は僅か三名に過ぎなかつた。

漆仲買仲間に於いては、元禄十六年、新加入者の処置・生漆の購入方法・雇人の取締り等に就いて申合わせをなし、宝暦十一年にはこの申合せを強化し、更に仲間外の同業者に対する処置を追加し、また安永二年にも同様の申合せを繰返してゐる<sup>4)</sup>が茲には小才を略し、塗師職仲間との紛争に就いて一言しよう。

上述の如く漆仲間は、漆の精製・販売に従事するところから、自然その最大の需要者たる塗師職との間に密接な関係があつた。寛政七年漆値段の騰貴に苦しめる塗師職は東町奉行者への一訴状を提出した。即ち左の如くでもある<sup>5)</sup>。

乍恐口上

椀打敷家具塗師職仲間年行司

南久太郎町三丁目 近江屋与兵衛

金田町 守口屋武兵衛

一、私共、義塗師職渡世仕候者に御座候処近年漆値段追々高値に相成仲間一統困窮仕歎ケ敷奉存候、漆之義ハ元来漆仲買之者近来は制法之節松やね・杉やね・油杯多く調合仕候故、近年には至て正合も悪敷、塗物出来も悪敷、殊に塗余計に遣ひ込彌引合不申、自然と漆取遣り候職分は甚難渋仕候、漆値段引上ケ候此訳は、三郷に当時漆仲買の者凡三拾四五軒御座候処、国々荷主方当表問屋三軒江荷物着仕候へ共、仲買之内廿軒斗相知らせ此者共立会市立仕候義に而、仲買之内にも市立不仕ものも有之、是等には右市立仕候者を相頼買次貫候由、左候へ共口錢も掛り可申候得ども、制法致し職人江買渡候砌、値段之義は右仲買三拾四五軒戎講と唱内々仲間相立売直段申合置、毎々値上げの差紙等相配り値段甲乙無之様申堅め有之由に候、塗師職之者市立仕度奉存候へ共、過分に仲間入銀相掛り、身薄き職人に候へば入銀難差出、無是非仲買之者制法漆買入罷在候、元来制法之義は銘々色々家法も有之候へば、生漆手に入りたく候故、無拗仲買方買請罷在候、誠に被括候事に付自然と値段も引上げ迷惑仕候、以来は問屋にて市立仕候砌塗師仲間のもの仲買同様立会値段仕、生漆にて買請手制仕候へば、手広に相成、甚勝手宜敷、殊に生合吟味仕候事故、塗り物出来宜敷左候へば仲間永続仕候道理にて御在候且又問屋に不拘、荷主共勝手に寄値売も不苦様相成候はば、一手に括候義も無之、漆値段も引下げ候道理にて、何れ和順に商ひ仕候故、仲間括候事も無之、双方勝手にも相成候間、仲間一同申立候に付、乍恐奉願上候、何卒御聞届被為成下候は、御慈悲難有奉存候 以上

寛政七卯年十一月六日

要するに、漆値段騰貴の原因は仲買仲間の生漆売買独占にあり、加之彼等は漆精製に際し松脂其の他の異物を混入して品質も低下



し、此等によつて塗師の營業は困難に陥つてゐるから、漆の市立に際し自分らも立会ひ、生漆を直接入手して自ら精製するようにしたいといふのである。漆仲間が早速此に応訴し、問屋も此を声援したが、結局（一）仲買人は松脂等を混じた精製漆を塗師職仲間へ販売せざることを、（二）漆市立に際し塗師職仲間より一人宛立会ひ、生漆を買取り得ること、（三）仲買が落札した場合には塗師職は問屋・仲買双方へ代銀一貫目に付合計銀五十三匁八分の口銭を差出して、落札値段を以て仲買より生漆を買請け得ることの三条件を以て和解が成立した。降つて安政二年又々同様の事柄に就いて漆仲買と塗師職仲間との間に紛争起り、前と同様の条件を以て和解が成立してゐる<sup>(6)</sup>。之に就いては詳述を略するが、以上の訴訟事件によつて漆仲買の業態は愈々明らかであらう。

漆精製の方法は、直径三尺余の木製の鉢に生漆を入れ、薙刀状の棒を以て天日に曝しつゝ、攪拌するにありその間色を調合するなどして各種の漆に製するのであつて、之を『黒目る』といひ、製法頗る簡単であつた。この方法は維新後も永く用ひられ、それが動力を用ひて攪拌せらるゝに至つたのは、大正初年電力が動力として普及するに至つてからである。この動力の使用と共に鉢は桶に変じ、天火で温める代りに、電燈の熱によつて温めることになり、製法全般の機械化が行はれたのである。而して明治初年に於て斯業は旧時の如く漆仲買の営むところであつたが、今日では精製業者は仲買と呼ばず製造家と称してゐるところより、いつしか業態の分化が行はれたことが知られる。併し同時に大阪の精製業自体は衰頽の道程を辿つた。延享五年の「<sup>増補</sup>難波丸綱目」（下之二）によると、漆屋は瓦町堺筋・北久太郎町堺筋より西及び南久太郎町に集住したと記さあ

れ、この漆屋は恐らく精製業者と思はれるが、現在では龍造寺町其の他に散在することとなつた。

更に原料の生漆は、江戸時代には殆ど国産が用ひられ、之に少量の唐漆が加へられたに過ぎなかつたが、維新後貿易が発達し、割高な国産漆が次第に衰へると共に、支那漆との地位顛倒し、現在では九割余は支那漆であるといふ。

(1) 大坂商業習慣録（黒羽兵治郎編「大阪商業史料集成第一輯」）

(2) 「大阪市史」第二、三七五頁

(3) 同上 第一、五四八―九頁

(4) 同上 第一、五四九―五五〇頁、一一二八―一二九

(5) (6) 「漆商旧記」（写本）「大阪市史」第二、三七五―三七六、八七二―八七

#### 四参照

(7) 垣岡金藏氏談

#### 資料⑦東区史 第三卷 經濟篇 第一章工業 第二節各種工業

##### 第五款 雜種工業

前四款に掲げた諸工業に属せざるものが雜種工業として総括せらるのであるが、之にはその種類極めて多きと共に、日常生活に直接需要せらるゝ、重要なものも少くない。江戸時代東区に於て、かゝる工業に属した職人・職商人を挙ぐるに、筆師・墨師・琴三味線師・経師表具師・籠甲細工師・人形師・数奇道具師・指物屋・晝職・塗師職・木地職・桶樽職・革細工職・足袋装束屋・唐弓弦屋・袋物屋・扇屋など枚挙に遑がない。大工・左官等も亦この部類に包含せらる。而して当時大工・左官・晝職・塗師職等は三町人の一人であ



る山村與助の配下に属して、公用をも勤めた。(後略)

一 山村與助支配の諸職

寒天取締尼崎又右衛門・御瓦師寺島藤右衛門・大工山村與助は、夫々徳川氏と縁故深き家筋であつて、世に三町人と称したこと茲に喋々する迄もないが、東区の工業と密接な関係があつたのは山村與助である。

山村氏は元和二年大坂落城後、徳川氏に召され伏見より配下を率ゐて大阪に移り、大坂城建築の御用を勤め、廿石四人扶持を賜り、屋敷及び田地を拝領し、爾後代々城内勤仕に任じ、寛文七年には百俵五人扶持に増せられた。その住居は初め京橋一丁目にあり、後釣鐘町に移つた。而して同家は単に御用大工の支配者たるのみならず、建築に關係ある諸職をも支配したものであつて「山村與助由緒書」には『私支配之大工は勿論、大坂表大工慥成者吟味仕、御普請御用申付相勤来候、尤伏見与引越申候木挽・屋根葺・桶師・左官、右之御用達共を伏見組と申、伏見以来与支配仕、其外井戸掘・石切・畳刺・鍛冶・塗師・張付師・右之御用達も支配仕、大坂住居慥成平職人共を右職之棟梁共吟味仕、帳面取置、御用申付』とある。之によつて見るに山村氏が伏見から引連れて来た大工・木挽・屋根葺・桶師・左官の御用達は一括して之を伏見組と呼び、山村氏の直接支配下にあつた。

此の外伏見時代には縁故なき井戸掘・石切・畳刺・鍛冶・塗師・張付師の御用達も同様にその支配下に属することとなつた。延享五年の「<sup>改正</sup>増補難波丸綱目」に、

御城内御出入諸職工

御大工頭

御弓丁

山村助次郎 百俵五人扶持

手代棟梁 二人 市郎兵衛  
八郎兵衛  
同小棟梁 七人

惣大工合百七十人余

御瓦師

南瓦町

寺島藤右衛門 瓦焼竈三十余

瓦師三十軒余

鍛冶 北新町

山田與三左衛門

畳屋 内本町上三丁

金田屋平助

屋根屋 小くら町

桧皮や清右衛門

張付師 塩町中はし

表具屋 庄右衛門

材木屋 天まはし北つめ

伏見屋平兵衛

挽板 徳井町

伏見屋弥兵衛

左完 上本町一丁メ

井村又兵衛

桶屋 嶋町一丁メ

かやの木治兵衛

石屋 平の町西よこほり

石屋孫兵衛

小□物 内本町上三丁

金田屋平助

塗師 道修町二丁メ

椀屋仁兵衛

竈屋 松江町

新兵衛

ぬしや甚七

備後町五丁目

井戸掘 釣かね町

久五郎

日用頭 すがた町

九兵衛

とあるのは右の関係を示して居り、前期諸職のみならず竈屋・日用頭も山村配下の御用達ではなかつたかと思はれる。此等御用達は夫々の職から見れば所謂棟梁であつて、彼等は夫々その配下の平職人の名簿を整へ置き、公用に際しては所用の人数を徴集して御城に赴き、山村氏の指揮に従つて御用に任じたものである。更に御城近辺は勿論其の外出火の際には、山村氏は配下の棟梁・職人を率ゐて消防に任じた。

併し乍ら伏見組に属する棟梁・職人が、公用たると否とを問はず山村氏の直接支配下にあつたことは明らかであるけれども、それ以外の諸職に就いては斯くの如き関係は必ずしも明瞭ではない。特に大阪在住の一般の大工・木挽職は、近畿及び近江の大工・杣・木挽の三職が総べて京都中井家の総管するところであつた関係上、同家の鑑札を受けなければ営業することが出来なかつた。唯公用の場合のみに山村氏の支配下に入つたのである。併し乍ら天明七年の達<sup>②</sup>に

一 屋根葺 一 井戸掘 一 鍛冶職 一 ぬし 一 石切

一 桶師 一 樽師 一 畳刺

右は先達而山村與助支配之儀願出候に付、右支配之儀御聞届有之候処、時節柄職人ども困窮仕居候故、右支配之儀は暫延引可仕旨、與助より申出候間、何事も前々之通姿<sup>①</sup>に相心得可申候、乍併御城内御用役差之儀、不相替申付候間、役差申遣候節は、無遅滞可罷出旨可相心得段被仰渡候

とあるのによつても、屋根葺以下八職の者は、公用に際してのみな

らず、常時山村氏の配下に属せんと欲したことが窺はれる。而してこの願望は実現せず、従前通り公用の際のみ山村氏支配といふことになつたが、後に文化初年調査の株仲間の中に『師師・樽師・輪削・石屋・築前・左官、但山村與助支配』<sup>③</sup>とある事実、文政七年桶師・樽師が合して山村氏支配の株仲間となつた事実、並びに文化十四年豊職が株仲間を結成するに際し、伏見組の豊職棟梁荒木善兵衛が之に尽力した事実等<sup>④</sup>に徴して見るに、伏見組に属せざる以上の諸職も、中井家支配の大工・木挽を除いては、常時に於ても山村氏と深い関係があつたと判断してよい。以上諸職のうち、営業状態の比較的明らかなる豊職と漆師職について一言しよう。

(中略)

次は塗師職であつて、延享頃には北久太郎町より安堂寺町迄、難波橋より三休橋迄の間に集注してゐた。<sup>⑩</sup>その営業は木地職より椀・盃・食籠等の木地を買請けて漆器に製するにあり、何時の頃よりか椀折敷家具一切塗師職仲間と称する株仲間を組織して居り、その株数は百五十軒であつた。其の後仲間員数は次第に増加せしもの、如く、嘉永の株仲間再興後の員数は二百十二人となつてゐる。材料たる漆を通じて漆仲買と密接な関係あり、両者の間に寛政七年・安政二年の両度に互り大なる紛争の生じたことは漆精製業の項に述べたが、安政度の塗師職仲間より提出せる訴状によると、<sup>⑪</sup>塗師職仲間は物価引下令の趣旨を奉じて一割値下げにて営業せるにも拘わらず、漆値段高値のため損銀夥しく、ために下職は勿論雇傭の木地職に至るまでその影響を蒙り、渡世を廃して他国に移り、甚だしきは欠落せるものあり云々とあるところから、実際の製作工程は下職に於て多く行はれてゐたように思はれる。(後略)

(1) 「大阪市史」第五、一五四頁

(2) 同上、第三、一二一七頁

(3) 同上、第二、六四八頁

(4) 同上、第二、五八三頁

(5) 「大阪豊商同業組合沿革史」二〇頁

(中略)

(10) 「改正増補難波丸綱目」下之二、七四丁

(11) 「漆商旧記」(写本)「大阪市史」第一、八七三頁

## 二 木地及轆轤引物職

塗師職に於て用ふる木地は木地職の精造するところであつて、その主なる製品の種類に應じ、安永九年椀盃食籠木地職仲間なる株仲間を組織した。仲間判形帳前書<sup>〔1〕</sup>によると、その業務は諸国より入津する椀・盃・食籠の荒挽を問屋より買請け、之を得意先の注文に應じて挽直し、及び塗師屋等望みの物へ売捌くにあり、要するに木地の仕上げを業としてゐたものであつて、当時仲間員数十二人、外に仲間外にも同職のものが三人あつたといふ。

天保三年、この木地職仲間に対して、類似の職業である轆轤挽物職仲間が加入した。この仲間は従来より内分の組合として存したが、如何なる事情によつてか木地職仲間と合体し、茲に椀盃食籠轆轤挽物職仲間と呼ぶ株仲間が成立した。尤も元の両仲間共解体してしまつたわけではなく仲間そのもの、合体が行はれたのであつて、従つて轆轤挽物職仲間は木地職仲間を元株又は親株と呼んでゐた。而して此の轆轤挽物職仲間に就いては「仲間取締申合印形帳」<sup>〔2〕</sup>が存するから、之によつて手工業株仲間の特徴の一端を窺はう。

第一は細工場の制限である。『仲間之内自分之細工場せまきに付他家の名前御座候所を自分之細工場に借り受置、細工為致候杯と申立、家数をふやし。恐多も冥加銀之割合出不申、其上相定置候加入銀差出不申様成行候而者、仲間申合之差支に相成に付、以来は自家之外他家借り受細工為致候儀堅致間敷候事』とあるように、細工場を自家一箇所に限ること、した。

第二は轆轤台数の制限であつて、『職方に相用ひ候轆轤台之儀は、一軒毎に台二挺宛と相定置候上は右二挺之上堅相用申間敷候』とある。而して当時仲間二十七人のうち二挺を持つ者は十七人、残り十人は一挺持の挽物職であつた。尤もこの十人は二挺に増加すること随意であつたが、その際には銀八十匁を仲間へ差出し、仲間は之を台数に應じて分配取得する定めであつた。

以上二つは仲間内に於ける競争の防止を目的とせるものであるが、更に第三に仲間加入を制限して以て二十七人の既得権を確保せんとした。即ち左の如くである。

一家名相統人継目致候は、毎年四月七日御神酒斗差出可申候事

但御神酒料として金百疋差出可申候事

一 仲間之内子兄弟別宅致候節は、全書同様御神酒差出候上、出銀左之通

一 金二百疋 元株椀盃食籠木地職仲間江加入銀として差遣可申候事

一 金二百疋 顔見世銀として出銀為致仲間一同へ相割可申事

一年季奉公人之儀は年中首尾能相勤、其主人与別家為致候段申出候節、

出銀左之通



一金二百疋 前書同断元株江加入銀として差遣可申候事

一同二両二分 顔見世銀として出銀為致仲間一同へ相割可申事

此外仲間一同へ振舞為致可申事

一手間取并他方仲間入出銀左之通

一金二百疋 前書同断元株江加入銀として差遣可申事

一同 四両 顔見世銀として出銀為致仲間一同へ相割可申事

此外仲間一同へ振舞為致可申事

即ち仲間員の子弟の別家、年季奉公人の別家が新たに仲間中加入せんとする場合、並びに手間取又は其の他の者が加入せんとする場合、夫々加入金額を異にし、且子弟以外の者の加入に際しては振舞をさせることにしてゐる。以て新加入が如何に困難であつたか、判るが、更に新加入者の轆轤の台数についても『以来加入之者台二挺所持致加入仕候はば、新加入出銀二通り為差出可申候、且加入之節一挺に而其。後二挺に相直し候とも、此度申合廿七人之外は台一挺に付新加入出銀同様に為差出可申候』と規定し、二挺を所持する新加入者並びに新加入者にして台数を増加せんとする者は、二口の加入銀を出すべきことと、せられてゐるのである。

第四は仲間入用の割賦方法であつて、それは原則として台割即ち所持の轆轤の挺数に応じて各人に割賦せられるが、幕府へ上納する冥加銀（銀百六十二匁）並びに年頭、八朔に町奉行所役人へ贈る礼金は顔割即ち人数割とする。要するに台割と顔割との併用である。

天保九年頃になると諸職高値その他の事情で生活困難となり、追々廃業者を生じ、仲間は事実上十六軒に減じたが、安政五年頃にはまた二十四軒に増加した。斯くの如き職業にも景気不景気の波が推

及んだものである。而して「<sup>増補</sup>難波丸綱目（下之二）」によると、延享頃、轆轤職は平野町難波橋筋・北久太郎町梅檀木橋筋の辺に集住してゐたことが判るが、其の後の状態に就いては詳でない。

(1) 「大阪市史」第五、七三一頁

(2) 「大阪商業史資料」（浪速叢書）第九 一〇八頁「生蠟・染物・挽物」

資料⑧ 『東区史』第三卷 経済篇 第二章商業 第二節卸売商業

第二款各種卸売商業 一一漆商

漆は東洋固有の塗料でその起源は古代に遡る。足利時代の豪華な風も之を充分に使用し得た結果であり、武士の魂たる武器の外に家具・道具等の装飾的及び実用的塗料として重んぜられしものである。

大阪に於ける漆商は概ね東区内に集中してゐた。「漆商旧記」によると、『大阪漆商人は天正年間既に両三名あり、寛永八年、久貝正俊より免許をうけたる漆商は漆屋仁左衛門・漆屋治郎右衛門・漆屋弥左衛門の三名』であつた。漆屋仁左衛門一家はその中心にして天正年中は近江・京都及び堺等へ熾に販売し、慶長以後、北久太郎町三丁目に住し明暦年間吉野屋と改めた。その後漆商は漸く増加し商業猥りになりしによつて延宝七年、同業商人二十人を糺合しその集合を戎講と称へたが仲間成立の年代としては古きものである。需要者塗師職に対する売渡相場の協定が主要目的とされた。これ皆従来の漆問屋及び仲買なるものであつて問屋三軒、仲買二十軒を例とするが、初め戎講以外に増加した漆商人は外に住吉講を結成してゐたのを寛延四年戎講に合流せしめた。但し漆商にあつては仲買は

小売と卸売を兼ね、亦配給過程に携ると共に生漆を黒目漆（精漆・製造漆ともいふ）に製造加工して塗師職の使用に供せられる形態に於て商行為をなすものである。弘化三年板の「買物独案内」をみるに『諸漆所』として、南本町三丁目・いづみや善兵衛、南久太郎町堺筋西入・吉野屋嘉兵衛、北久宝寺町には橋西入・吉野屋善兵衛、南本町四丁目・よし乃や善助、南久太郎町には橋東入・黒川屋右衛門、博労町には橋南入・吉野屋太兵衛等の名を挙げてゐる。以て船場久太郎町に於ける漆屋の集積の一端を窺ひ得るであらう。蓋し漆商は仕込に資力を多く要したからこの商業中心地に牽引される傾向をもつたものである。即ち漆屋仲間は各自諸国の山方漆掻の者に資金を貸与し、収納に至れば人を山方に派して荷物を取寄せ之を売買し来つた。併し漆掻に不正の所業あるため一度山方案内人を経て之より彼等に資金を融通せしめた。かくて漆は一旦案内者の手に集り、然る後出資者間に分配される。この案内者を漆問屋といひ出資者を漆仲買といふ。故に漆商に於ける問屋仲買の間柄は問屋は専ら仲買の指揮を仰ぐもので、漆が問屋に到着した時は仲買の内二十数軒の者が市に立合ひ独占的に価格を決定し、総べての差図権は漆仲買が留保する特異なる関係によつて成立してゐた。漆問屋が自由行動に出た場合は相場の変動による不測の影響を招来するので、仲買が一致団結して断然不買不売の圧迫的処置をなしたのはその一例である。

漆は江戸時代、本邦産と唐漆と称するものがあつた。我が国では各地に産したが、大坂町奉行に対する相場書上によつて見るに越前・越後を主とし、その他の国々の生産品は僅少にして丹波・丹後・伊勢・吉野等である。産地の荷主は商品に送り状を添へて積み

来り、問屋は之を受取りて上述の如く仲買に売捌き其の口銭は八分より九分迄を以て限りとした。唐漆は毎年唐船によつて長崎に輸入せられ、長崎下り商人之を買受けて大阪に持ち来り、漆屋仲買の手を経て需要者に分たれた。これは元禄頃に始り享保年中には新羅からも輸入せられ、漆商益々増加して五十有余名に達し、漆液は屢々欠乏を告げるに至つた。かくて価格の騰貴を防ぎ又塗物師の苦しみを除くため嘉永元年組合を改めて株を唱へた。維新に際し漆問屋五枚、同仲買十九枚が許され、武器の変化により漆は軍需よりも漆器に多く利用され、茲に漆器の輸出を見た。ために十五年には従来漆液一貫目五円乃至六円のもものが二十円内外に暴騰し、二十二年に支那漆が輸入せられ斯業に大なる影響を与へた。当時既に本邦漆樹の栽培衰へ茶樹若しくは桑樹が之に代る有様であつたから三十年頃より輸入が益々盛となるに至つた。

茲に於て久太町堺筋を中心とした漆屋は分散消滅の傾向を示した。蓋し其の輸入商の配給上の資力は従来の仲買のそれを上廻りし、仲買の手を必ずしも経る必要はなくなつた。三十二年府下の生漆及び製漆問屋仲買受売商人等は相互利益のため大阪漆商同業組合を南区大宝寺町に設立した。かくの如く明治中期以降は清国産の漆が専ら行はれ、初めは商館取引であつたが次いで上海方面へ出張店を設置し、又大正に入つて以来上海の仲繼を経て、仏領印度支那との取引が盛となるに至つた。支那事變の始るまでは東区内の間屋には昭和二年改名の株式会社齋藤漆店（大正六年大日本漆株式会社設立）・水田洋行（博労町二丁目）・土肥漆店（博労町）があり、仲買は丹波屋（垣岡）金藏（龍造寺町）及び出口庄三郎（谷町五丁目）等である。仲買は製造も兼ねるもので、これより需要家への小売業は北

久宝寺町及び北久太郎町にあったが、事変勃発するや戦時需要品として商工省指令・陸海軍の指令の下に配給統制行はれ、昭和十六年三月三日全国統合して東亜漆統制株式会社成立し、東区農人橋詰町に本社を置き、東京に出張所を設け、主として西日本の配給統制に当つてゐる。尚本町一丁目齋藤商店は台湾殖漆株式会社を作り殖漆事業を經營してゐる。

資料⑨『東区史』第三卷經濟篇 第二章商業 第二節卸売商業 第二款各種卸売商業 一八服飾雜貨商 (九) 漆器商

大阪に於て漆器が広く民間に用いられるやうになつたのは元禄以降のことで、それより以前は膳は板物と称して生地ものが多く、椀の代りに瀬戸物が多く用ひられてゐた。延宝七年板の「難波雀」には単に『難波筋に塗物類を売つてゐる店がある』とのみ記してある。延享五年の「難波丸綱目」には蒔絵師長谷友次(瓦町心齋橋)・塗師川端半斎(御小人町御はらひすし)の兩名が掲げられ、当時塗師と蒔絵師とが専門屋として存在してゐたことが明らかである。

弘化三年板「買物独案内」には、ゑちこや助四郎(備後難波橋)・河内屋善兵衛(博労町心齋はし)・木屋伊兵衛(北久宝寺心齋はし)・ふじや五兵衛(安土町心齋はし)・かぎや卯三郎(安土町一丁目)・吉野屋伊兵衛(南久宝寺心齋橋南入)・吉野屋清次郎(唐物町御堂すし)・近江屋新兵衛(南久宝寺心齋はし南入)・塗師當貫齋(南久太郎町難波橋東入)・梶川善次郎(南久宝寺心齋はし)・石川屋吉三郎(南本町心齋はし筋)・河内屋久右衛門(北久宝寺町井池東入)等十余名の塗物卸があり、將に塗物流行の全盛時代を出現した。即ち天保・弘化頃には黒江塗が大量に入荷せられて篠嶋屋善兵衛(南

本町四丁目)が独占的に販売し、象牙屋宗兵衛は主として京蒔絵・静岡塗等を取扱ひ、梢々後れて会津塗・若狭塗・輪島塗・春慶塗等が入津するやうになつた。

當時堺筋より御堂筋に到る久太郎町・久宝寺町・博労町には漆器商が二十数軒あり、関西方面を得意先として食器・菓子器・茶器・文箱・重箱・盆類・行燈等を販売してゐたが、年を経るに従ひ或は転業し、或は他区に移転し、現在尚營業を續けてゐるものは前記の篠島善兵衛(南久宝寺町五丁目)・象牙屋宗兵衛(元久太郎町堺筋角現西区立売堀南通二丁目)の二軒のみである。

次に明治二十年芝川漆器が現れた。芝川又右衛門(伏見町四丁目)の創案で、紙を原料とし主として盆を製造したが、また新しく登場したものにテーブル式漆器がある。香川県高松産のものが最も良好で次第に世に行われんとしてゐる。尚純粹の漆器ではないが古くより行燈・提燈屋に左記の商店があつた。

南久宝寺町難波衛角	さかひや伝兵衛
博労町難波橋	近江屋平兵衛
南本町難波橋南入	吉野屋善兵衛
南久宝寺町心齋橋西入	楠喜助
南久宝寺町三休橋西入	青山長兵衛

資料⑩『東区史』第四卷文化篇 第二章芸術 第三節美術 第二款

#### 工藝

(前略)

次に東区に於ける工藝の各論を述べるに先立ち、東区工藝一般論



を簡単に記して見よう。上代に於ける東区の工藝は前述せる如く、遷都、築城或は寺院の建立といふ歴史的な大事件と結附けて考へる事が出来、工藝の發達も又それ等と關係あつた如くに見える。乍然立派な工藝品を制作することは大阪に於ては極めて少かつた様に思はれる。と言ふのは、大阪が日本の文化の中心であつたのは上代の極短期間であり、都は平安時代以降一時の例外はあつたにしても、永らく京都にあり、幕府の所在地も鎌倉或は江戸であり、大阪は常に精神的文化の中心圏外にあつた。又江戸時代に於いても大阪は城代が治めて居り、その城代も度々交代して一定した城主が居なかつた事が大阪に特色ある工藝を發達せしめなかつた一原因となるものであろう。故に大阪の或る富豪が立派な工藝品を手に入れようとすると時は、その註文は多くの場合京都、或は江戸になされ、大阪は極めてつまらぬ仕事のみをしてゐた。この事は尚更大阪が立派な工藝品を製作し得ない原因となつた。大富豪以外の一般商家の人々の要求する工藝品は普通の実用品であり、美術価値ある工藝品の受容は非常に少なかつたと見るべきであらう。故に作家の側から言つても、生活の保証なくしては作品が出来ず、自然と工藝が振るはなかつたのであろう。然るに徳川末期には富豪の庇護に依り、僅かに一・二の美術的工藝は發達した。明治の御代となると交通の發達が地方工藝の振興を助けることとなり、幕末に於ける微々たる工藝を素地としてその上に新しく大阪の工藝、東区の工藝が發育されて行つたのである。然しそれは地方色を持った地方工藝としてではなく、個人を単位とした個人的工藝の隆盛であつた。(後略)

## 二 漆工藝附陶瓷工藝

東区に漆工藝が盛んとなつたのは比較的新しい時からである。豊公時代の事は明らかではないから是を略し、近代に就いて述べて見よう。漆工藝として先ず挙げなければならぬのは一閑である。初代一閑は弘化四年頃始めて京都より大阪道修町に移り一閑塗を此の地にて作つた。初代は京都飛来一閑十一代有隣の門人である。二代に至り大阪より西の大名蔵屋敷の一閑張の仕事を手広く引受け、その技や、盛となり、三代に至り幕末より明治初年にかけて、天王寺屋、鴻池等の名家に出入し茶器を作つた。然るに明治六年より十四年にかけて一時一閑塗は中絶し、明治十四年京都北野神社に献茶が行はれたのを動機として此の技再興され、以後、藤田・平瀬・廣岡・鴻池等諸家の庇護奨励に依り繼續して、今日に及んでゐる。併し乍ら、茶道の上に於ては、京都の家元が常に本手物の仕事をなし、大阪の一閑は、そのこぼれ仕事をなしたと見られる。此の点に關しても、前に東区工藝一般論にて述べたる如く、大阪は京都の、こぼれものを仕事として工藝界が發達して来た事に當嵌るわけである。然し近代になり、茶人木津宗匠の努力のもとに、建築方面に此の技が活用され始めた事は注目に値する。

大阪井池筋には古くから春慶塗の雜器を作る店があつた。然し蒔絵等の高級品は、京都・江戸・金沢等から取よせ、需要に応じて居た様に思はれる。その結果漆器問屋の類は徳川時代から相當に繁盛し、東区にも大きな商店があつた。更に之等の店は西国・四国方面の漆器を関東に捌く仲買をもやつてゐたらしい。それらの商人に依つて、明治十八年頃、加賀の蒔絵師が迎へられる事となつた。現在大阪に於いて活躍してゐる蒔絵師は、此の系統に属する者が多い。蒔絵師浅野惣三郎の如きも、本町四丁目田中平三郎の委嘱に依り加

賀より大阪に移り、大阪に於ける蒔絵工藝に尽力する処が多かつた。これと同時に京都の漆工藝の技術も大阪に移入される事となつた。即ち川端佐七は明治三十年大阪に來り、今橋一丁目に住し、家業の髹漆蒔絵及び古器物修繕を業とした。彼は抹茶器に多くの名作を出し、大阪茶人にその技を愛せられた。この系統から川合漆仙の如き漆匠も出てゐるのである。

東区の漆工藝が斯くの如く盛大となつたのは、大阪の富豪或は作家、商人の努力に依る事は言ふ迄も無いが、同時に漆に対し古い歴史を持つてゐた事も見逃せない。即ち漆屋仁右衛門（吉野屋）の如き我が国有数の漆商が古くより東区に住んでゐた事は近代の東区に於ける漆工の隆盛に何等かの關係を持つものではなからうか。（後略）

資料⑪『芝蘭遺芳』（津枝謹爾編 芝川又四郎刊 昭和十九年 第三編百々翁の生立）

#### 14 日本蒔絵合資会社

日本蒔絵合資会社の始めは明治二十三年に在りと雖、其の淵源は実に百々翁の幼児にありと云ふべし、翁は幼年の頃より家兄に就て蒔絵の法を受け、其の技風に円熟堂に入り十八歳にして早くも独立斯業を經營せしに見るも其非凡の器なりしを知るべし、然るに鹿背山窯業の為に斯業を擲つての已なきに至り、爾來家事惚忙蒔絵と絶縁せしが、功成り名遂げ身辺多少の間日月を得るに至り、性來の芸術趣味は再び復興し、明治十八九年頃より中川忠兵衛等の篤志者を抱へ、道修町四丁目の持家を職場とし斯業を研究せしめ、我邦特技の発揚と後継者の養成に昂むるに至り、然るに翁の斯業に対する熱誠

と抱負は、二三徒弟の養成位にて満足し得ず、明治二十一年に至り美術蒔絵学校を設立し、組織的の教授法により眞の蒔絵法を習得せしめ、此特技を広く且つ永く伝へんことを思ひ立ち、大阪府へ学校設立の伺書を提出するの運びとなれり。

#### ○私立学校設置伺

一、設置の目的。漆工、蒔絵の美術を奨励し、本邦特有の技倆を保持し、且つ益々發達せしめ後学を養成せんことを主とし漆工、蒔絵の技術を授く。

一、名称。浪花美術蒔絵学校。

一、教授法の要略。美術の主旨及沿革等は之れを口授し、絵画及意匠法等は模範に依り教授習熟せしめ、実業に至ては教員其方法を教授し、各生徒をして其指導に従ひ実習鍊磨せしむ。其他、必要の項目を規定したる書類を具して、明治二十一年十二月大阪府知事建野郷三へ提出せり、然れども学校を創立するとすれば相當の規模と設備を要し、且つ關係法規等面倒なることもありしが、翌廿二年規模を縮小して講習所とすることに計画を変更せり、然して講習所とするも之を維持するには相當資金を要するが故に、広く有志の寄付を仰がんと左の設立要書の發表を見たり、学校と合資会社、元より直接の關係はあらざれども、会社の出現は其因縁茲にあるを以て、日本蒔絵合資の創立趣意書とを見るも亦可なり。

#### ○浪花美術蒔絵學習所設立要書

夫れ美術なる者は、人をして美觀を目撃せしめ、精神をして優美

高尚の地位に進ましむるの一具にして、決して消閑の玩弄物にあらず、又奢侈の裝飾物にあらざる也。欧米諸国の如きは経世の一大要具となし美術家を遇するや特に厚く最上の榮譽を与へ以て其の功績を表彰すると、然れども近代美術進歩し、美術の革命を鼓舞振興したる者は、要するに欧米諸国に輸出したる我国美術品の力多きに起因すと云ふ、是泰西識者の自ら称道する所にして決して空想の語にあらざる也、抑も我国人の美術に長し、其趣味風致の高妙にして、意案巧緻の絶倫なるは我国固有の特性にして、満世界他に活動の力を具する如此美術を見ず、実に日本の富源は美術にありと、泰西諸国の識者及び實際家の称揚して止まざるは我国人の嘗て聞知する所なり。而て其美術の形況に至ては眠るが如く酔へるが如く、其名あつて其実行れず、今や我国固有の美術を奨励し、益之を發達せしめ、以て広く外国の需要を誘起し、盛に本業を起こすに至らば我国無量の富源を起すや容易にして、日本将来の長計たる生産力の發揚を來すの一事たるを信する也、就中欧米人の特に賞揚し措ざる日本美術中、最も特殊の美術にして彼等が模倣し得ざる漆器蒔絵の如きに至ては、年々歳々退歩し近年の如き粗製濫造眼前の小利に迷ひ大利を忘れて以て我国特殊の美術を地下に陥落せしめんとするに至れり、今や之が奨励發達を企図せずんば何れの日か日本特殊の美術を回復することを得んや、是深く慨歎し止まざる所なり、我輩不肖茲に見るあり、刻苦勉強数年を積み、数名の篤志と共に研究鍊磨し、漸く特殊美術の良品を製出し得るに至れるを以て、益是を發達せしめ、大は我国美術中特殊の榮譽を發揚し、以て国家富源の基を開き、小は無産の人をして榮譽の職業を得せしめん事を欲し、茲に本所を創立し、數家の美術家を養成し、尚漸次他の美術に及さんとす、然れ

ども一己の資力以て無限の大業到底為し得可きに非れば、請ふ同感の諸君応分の賛成あらんことを。

明治二十二年三月

發起人 芝川 又平

賛成者 住友吉左衛門

廣瀬 宰平

藤田傳三郎

藤田鹿太郎

久原庄三郎

松本重太郎

山口吉郎兵衛

芝川又右衛門

此の計画も亦学校と同じく実現を見ざりければ、翁は廣瀬宰平翁と謀り住友、芝川両家各半額宛出資し、特技の保存と徒弟の養成を目的とし、浪花蒔絵所を創設し、初一念を貫徹することとなれり。学校發起以來茲に三年、当初の計画より大に縮小されしとは云へ其の目的は遂に達せられたり。

明治二十三年三月廿五日有限責任浪華蒔絵所は資金十万円を以て設立の認可を得、徒弟教養規則の如き多少の修正をなしたるも、大體に於て変りなし、有限責任浪華蒔絵所は以上の如くして成立せしが、其成立の動機と目的は純営利事業に非ず、且つ多數人士の協同に適せず、依て住友、芝川両家の組合事業として經營すること、なり、中川忠兵衛を指導者として始業せり。然るに明治廿四年六月組織を改め合資会社とするの議起れり、其理由は、来る廿六年北米合衆国シカゴ市に万国博覧会開設の發表さるゝや、廣瀬氏は我特技を世界に宣伝するは此の時に在り、此の好機を逸せず業務の進展を計



る可しとの意見より、爾後大に其の出品物の製作に努力せり、然るに事業の根幹が個人にも法人にも非ざる組合にては時勢に達せざる点もあり、寧ろ此際組織を改め合資会社となし積極的に出動す可しとの議起り来り、明治廿六年十一月日本蒔絵合資会社と改称し社長を芝川又平とし、資本金を五万円に減少し両家各半額を出資すること、したり。

○コロンプス世界博覧会出品

西暦千八百九十三年（明治廿六年）はコロンプスが亜米利加を発見せしより四百年となるを以て、千八百九十年四月合衆国政府は之が記念として、シカゴ市に世界博覧会を開催することを決し、世界各国に賛同を求めたり、我国亦明治廿四年六月之に賛同すること、なり勅令を以て臨時博覧会事務官制を公布し各府県に令して地方長官を委員長とす委員会を設けて其の出品を勧誘せしめ、出品人へは出品協会を設けしめ出品事務を取扱ひ、官民一致競ふて協賛に勉めり。

大阪府は官民五十余名の委員を撰任せしが、百々翁亦其の撰に當り、而して出品協会亦名誉会員として住友、鴻池を始め全市の名士六十名を推し、磯野小右衛門を会頭に、理事二名、商議十五名を役員とし、会員は府下全体にて三百二十九名に上れり、明治廿五年十二月出品協会は渡航代理人二名の内一命を日本蒔絵合資会社と指定せり、（他の一任は矢野左太郎）依て会社は即日社員野呂邦之助を渡航せしむる旨の受書を提出せり。

之より先、野呂は我出品を携帯上京せり、其品目は二枚折屏風一雙、額面一枚、菓子器取交せ二十四個、料紙文庫一個文庫一個、硯

箱一個、椅子、テーブル、ソハー一組、書棚一個にして滞京中森村市太郎、同舎弟、山本五郎（農商務省技師）岡倉覚三（東京美術学校校長）、今泉雄作（同教授）、ガワード（米國博覧会派遣員）等に意見を叩きしに屏風及び椅子、テーブル、には異論ありたれば書棚、菓子器、額面、料紙箱、硯箱を出品することに決定せり。然れども特に出品の目的を持って長日月の苦心努力により製作せしものなれば、椅子類も結局は出品することとなれり。

出品目録

品名	概価	品名	概価
花鳥蒔絵棚	金二千五百円	琵琶形菓子器	金六十円
吉野山蒔絵料紙文庫	金二千五百円	生子形菓子器	金百二十円
獅子蒔絵文台硯	金千八百円	八角貝尽蒔絵同	金二百円
光琳硯箱	金百二十円	乗合舟蒔絵硯箱	金六十五円
片輪車菱箱	金二百円	蒔絵客椅子	
瓜形菓子器	金百二十円	同夫婦椅子	
茅屋菓子器	金百二十円	同小兒椅子	金千八百円
花筏菓子器	金二百円	同長椅子	
柿形菓子器	金五十円	同テーブル	
柘榴形菓子器	金五十円	合計十九点	金一万七十円

上記の出品物は東京に於て監査の結果乗合船、花筏、貝尽の三点のみ美術品として合格し、他は工芸品として出品すること、なれり。大阪よりの出品中美術品として合格せしは本社の三点と吉田至永の吉野山小箱、廬月の絵画の五点に過ぎざりしより見れば、先ず好結果と云はざるを得ず。而して美術品として合格したるものは天覧に供して後発送し、野呂亦渡航せり。然るに博覧会は予定の如く開会せしも、折も折米國は四十年來の大不景氣にて、金融逼迫、失業者

町に溢れ大商店を襲ふ等不穩の状態を呈し、博覧会も此の影響により一向に振はず、開会前よりの期待は全然裏切られ、多年の希望も水泡に帰し、我出品中売約品は僅に聚美画鑑一点のみと云ふ悲惨の裡に結了し、只出品物に対し銅賞牌二個を受けたるのみ。

内国博覧会、共進会、競技会等への出品は二十三年東京第三回内国勸業博覧会を始とし、十数回にして毎回一二等賞を得、宮内省お買上を蒙りたるもの多数あり。

紙製漆器は東京高等工業学校長手島精一氏が間瀬正信を紹介し来りしに始まる、翁は之を迎へ三軒屋町所有土蔵内に試験的に製作せしめしが、後ち紙製漆器工場として蒔絵所より分離したれば、此項は別に述ぶること、す。

会社設立当初の主旨が営利を主とせず、已に営利を主とせざれば之を会社として経営するは至難の事なるが故に、明治三十一年住友家と協議の上解散することに決し、十月廿二日精算分配を結了せり、爾後は芝川一家の事業として継続し、半製品の完成に従事せしが、紙製漆器工場に力を注ぐこと、なりしが遂に閉鎖せり。

閉鎖後半製品は大市山別邸の倉庫に収蔵しありしが昭和五年得々翁は父君百々翁の生家京都中川家へ其の全部を贈与せり。百々翁が蒔絵の技を習得せしは家兄なり。今其の残品を家兄の家に贈る、真に有終の結末と云ふべし。

資料⑫『芝蘭遺芳』（津枝謹爾編 芝川又四郎刊 昭和十九年 第四編得々翁の生立）

## 7 紙製漆器工場

紙製漆器工場の起源は明治二十六年の頃、東京高等工業学校長手島精一が間瀬正信を紹介し来るに始る。間瀬は手島と同窓にして、独逸人「ワグネル」に就き応用化学を研究し、紙製漆器の製法を發明せしも資力なくして工業化するを得ざるを以て、其の後援を手島に乞へり。手島は芝川家へ紹介し出資援助されんことを依頼し来れり。

国産漆器は当初其の美麗なる外觀を珍重され相当の輸出を見たりしが、之が欧米に輸出すれば氣候の相違より、彼地に到着後亀裂を生ずるものある為め聲価を失墜し、輸出は年々減退しつゝ、ありし際なりしが故に、百々翁は此新製品によりて頽勢を挽回するの望なきにしも非るべしとの期待より、日本蒔絵合資会社の事業として、明治二十七年一月より西区三軒屋町所在土蔵内に仮工場を設け、試験的に制作を開始せり。元より小規模にて人力により圧搾するものなるより、其の製品も亦佳良にあらざりしなり、然しながら完全なる機械を備付けなば品質の改良も期し得べく、我特産としての声価を回復し、輸出に貢献する所あるべしと期待し高田商会と英国ヘンリーベリー会社製三百五十噸の汽動水圧器を購入するの契約を結べり。明治三十年三月機械到着し、即時据付け製造を開始せり。後ち蒔絵会社より分離し単独経営の工場となし、敷地を千島新田の木津川に沿へる地点に相し、明治三十二年旧工場より移転し、三十三年一月より始業せり。

新工場落成するや間瀬は工場内の社宅に帰臥し製造に従事せり、然るに間瀬の性格は発明工夫の才に富むも、事業経営の資質に欠くる所あり。始めより一工業としての収支予算等は之を建つることを得ず。単に製品の完璧にのみ没頭せり、故に新工場移転後の製品は試験時代に比し格段の進歩を見たりしも、原価高価にして採算は依

然取れざりしなり。

新工場内には鉄工業の設備あり、之は漆器の素地は全部鋼鉄製の型により圧搾して製出するものなるが故に、新型の製作、既製の修繕等鉄工を要するもの多く、而して型の製作は精巧を要するが故に始終親しく監督するの要あり。且つ新形の売出に緩急取捨するの必要ある等より鉄工業を附帯事業となせしなり、然れども型の製造のみにては頗る不敬罪なるが故に寧ろ経験ある人を迎へて一般鉄工業を営めば、紙製漆器の損失を補ふ一石二鳥の好策なるべしとの議あり、工學士渥美貞幹と労資組合の鉄工所を経営すること、なれり。

斯くて技術方面は渥美之を擔任し、事務は住友別紙銅山に勤務せし堀又次郎を聘し之に当らしめたり。而して工場は一時小蒸氣船など製造せしこともありしが、収支償はず、渥美亦健康を損じ、且つ契約による損失の分担に耐へず、三十四年解約し堀亦久しからずして退身せり、而して鉄工所は一時作山專吉に賃貸せしが三十九年末抄紙場に改造せり。

間瀬は渥美と鉄工業経営の契約成るや専ら漆器部を担任したるも製品は以前として旧套を脱せず、損失相次ぎ経営困難を極め、契約による損失を分担するの力なく負債として証書を差し入れるのみならず、然るに間瀬亦健康を失し業務を執るの力なきに至りしを以て、総て従来の負債義務を免除し、尚金一千円を交附し明治三十八年三月同人との契約全部を解除せり。

紙製漆器の發明者間瀬は、其の製造秘法を黒崎奈良之助に伝授し退身帰東せしが五月廿九日東京に於て病死せり。左に手島精一氏の通知状を掲ぐ。

拜啓時下尚暑の候愈御清暢奉恭賀候、陳ば多年御愛顧を蒙り居候間瀬正信氏過搬出京後療養怠なかりしも、去月廿九日終に死去被致候に付小生より御報知申上候、同氏存生中は啻に御愛顧不淺のみならず、貴家を辞し候際は御手厚き御恩賜にも接し、同氏存生中も感佩罷在候、御諒知被下度候、同氏の骨肉のものとは当地に僅か一名有之候のみに付、同氏同窓の友人、小生等にて病中死後も世話致し、遺骸は既に火葬に付し近日葬儀相営み候筈に有之候條乍序申上候云々。

六月一日

手島精一

芝川又右衛門様

間瀬帰東後は黒崎製法の秘伝を受け、製造販売共其の経営の衝に当りしも、応用化学の知識なきものが只其の製法のみ伝授されしとて、其の原理を知らざれば製品の改良など重ひもよらず、只遺法により製造を続けしのみ。

然るに原料ボール紙は普通のボール紙と異り、特殊の纖維を配合し抄造するの必要あり、従来北安治川通永進合資会社に注文し抄造せしめ居たりしが、同工場は業務の都合により其の機械を売却すること、なりしを以て明治三十九年十一月之を買収し、元と鉄工場に使用せし箇所に移転し原料のボール紙より一貫作業すること、せり、而して之れより先同年四月工場の組織を芝川漆器合名会社と変更せり。

右の如く原料ボール紙の抄造を直営し一貫作業となりしも、漆器にしる、抄紙にしる間瀬去りし後は科学的素養ある人なく製品の改良など到底期待し得ざるを以て、明治四十二年三月野澤房次郎を聘し経営に当らしむること、なせり。



野澤来任し現状の觀察を終るや上京して先輩を叩き、改良意見を提出せり其の意見は左の如し。

技術上より見たる当社製品の長短

- 一、長所。紙製素品の堅牢
  - 一、短所。一、価格の低廉ならざる事。
  - 二、製造當時に於ける原形状を永久に保持せざる事。
  - 三、漆塗法に精通せざる為め形状に不要の労力を損すること。
  - 四、下地仮漆の善良ならざること。
  - 五、漆塗粗漏の為め概観の美を毀損すること。
- 以上長を取り短を補ひ改善の実を挙げる為めに、左の項目に従ひ研究せんと欲す。

- 第一項 根本的原紙の改良。
- 第二項 防水剤を原紙中に抄造すること。
- 第三項 仮漆下地の改良。
- 第四項 漆塗法に充分の研究を重ねること。

以上四項目の内第一着手として、第一項と第二項を同時に攻究せんと決心せしも、根本的に改良せんとせば多額の費用を要するを以て、明治四十三年二月農商務省に試験費補助の請願書を提出せり。

請願書

弊社儀多年漆器製造の業ニ従事罷在、自家ノ経験ヨリ本業ノ前途ヲ推測致候ニ、本品ノ如キハ吾邦独特ノ工藝品ニ属シ、輸出品トシテ絶好ノ品種タルヘキニ、動モスレバ販路を縮小セラルル傾向アルハ主トシテ素

地ノ耐久力ナキニ基因スルモノニシテ、此欠点ヲ除去スルニ非ズンバ到底販路拡張ノ途ナキモノト存候而シテ素地ヲ完全ナラシムルニハ能ク温度ノ変化ニ耐ヘ、且縦横ニ於テ膨張ノ度合ヲ等フスル材料ヲ以テスルコトヲ必要条件ナルガ故ニ、紙製生地ヲ使用スルガ如キハ最モ得策ト存候、右ノ理由ニヨリテ弊社ハ夙ニ紙製漆器ノ製造ヲ試ミ之レガ改良ニ腐心致居候ヘ共、本製造法ハ技術上困難ノ点頗ル多く、猶幾多ノ研究ヲ重ネザルモノアリテ未ダ適當ノ輸出品ヲ得ルニ至ラズ、甚ダ遺憾ニ存候、就テハ今回製法ノ根本的改良ヲ図リ、素地ノ抄造圧搾ヨリ下地上塗ニ至ルマデ秩序的改良試験ヲ施工致シ度ト存候得共、多大の経費を要シ候ニ付、何卒右試験費中へ御省ヨリ御補助ヲ願度、別紙予算書相添此段願上候由。

明治四十三年二月二十三日

芝川漆器合名会社

農商務大臣男爵大浦兼武殿

右願書を提出するや農商務大臣は其の願意を採り、実験囑託の命令書を発せられたれば野澤は其の実験に着手し、大正元年八月廿三日報告書を農商務省に提出したれば九月三十日実験の囑託を解除されたり、其の報告書は長文に付茲には省略すること、せり、然れども其の実験より得たる製造方法が、果たして多年の頽勢を挽回し得る程の效果的のものなりしや否やは速断す可きに非れども、手漉の方法の如きは間瀬が夙に試みたるものなるに顧みれば、根本的に優秀なる方法も案出せられざりしもの、如し、而して更生に努力中明治四十四年八月廿三日夜乾燥室より発火し、遂に全工場を焼失し、積年の苦心も一夜にして灰塵となり終りしは痛惜に耐へず。

之より先新工場落成して移転するや筆者は工場事務長の辞令を拝受せり、其時得々翁は云へり、紙製漆器は着手当初より収支勘定は

立たず損失を続け来れり、然るに此の事業を続けて行くことは百々翁の志を続けるに外ならず、故に予の望む所は如何なる点が欠点であるかを知り度いのである。其の欠点が明になりて、其の改良に方法なしとすれば勿論廃業しても差支なし、則ち芝川が紙製漆器を創めしも此の点にて行詰り、事業成立せざりしと判然として置けは宜敷のだと云へり、翁は始めより此の事業にて利益を挙げよう等の意志はなく、百々翁の志を継ぎ夫れをどん底迄突詰て見られた迄と云ふも亦一の見方として不可なきが如し、晩年翁は云へり「あの工場もすつぱり焼けて仕舞たので却て仕合であつた」と。

資料⑬芝川氏関係展覽会品評

○第三回内国勸業博覧会

「蒔絵六角形介類函香箱」(妙技三等) 外面二数種ノ介類を描キ、内部に海浜ノ光景ヲ写ス、表裏照応アリ(第三回内国勸業博覧会審査報告) 明治二十四年 内国勸業博覧会事務局)

○第四回内国勸業博覧会

「群蝶料紙硯箱」(有功三等) 他

出品四種六点中賞を得タルハ料紙硯箱ナリ黒字雲梨地ニ群蝶ヲ蒔絵シ内面ニハ総て胡枝華ヲ描キ硯箱中ノ水滴を蝶形ニス器形図様共ニ穏妥ニシテ様地下地ノ構成堅固ニ描技甚タ熟シ最モ無難ナリ斯ノ如ク奇巧ヲ術ハサルモノ却テ内外ニ販路ノ多キヲ知ルヘシ

此他出ス所ノ文台硯箱ハ磯馴松ノ図ニシテ描技ハ佳ナルモ図様ニ憾ミナキ能ハス青金並松ノ研出稍精ヲ欠キ形状モ亦美ナラス(第四回内国勸業博覧会審査報告 明治二十八年 内国勸業博覧会事務局)